

韓国^の最新知財事情

2018年1月

日本貿易振興機構(JETRO)
ソウル事務所 副所長

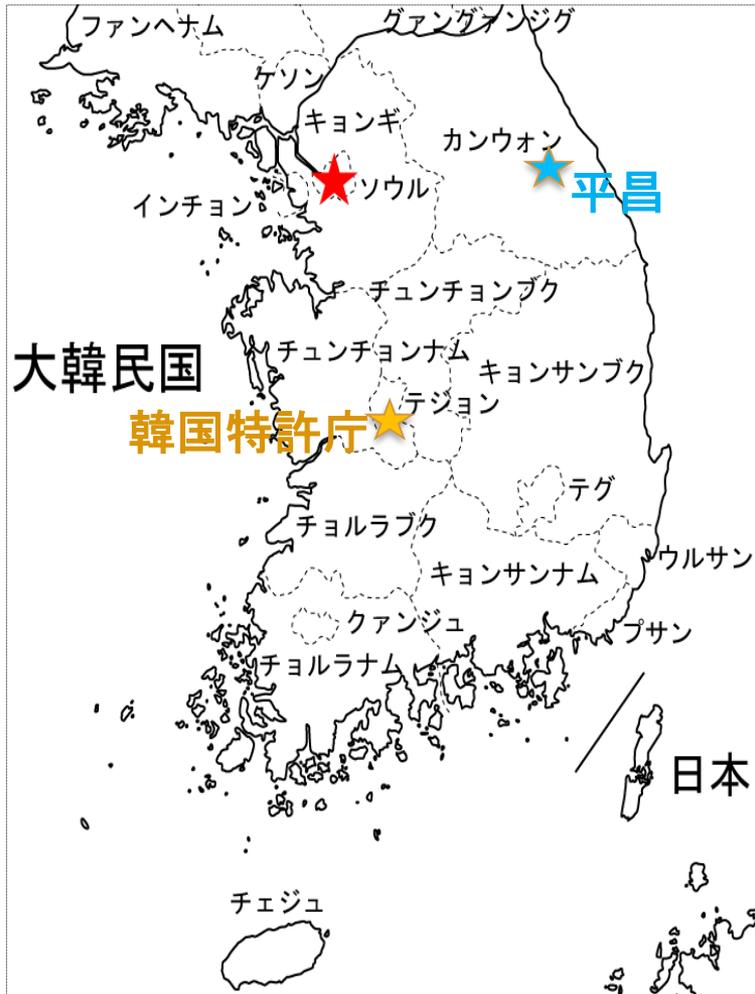
浜岸 広明

目次

- **韓国概要**
- **韓国産業財産権出願の傾向**
- **韓国の最新知財政策・法改正**
- **韓国IPGの概要**

韓国の概要

韓国略図



- 面積: 10.03万km² (16年、日本の約1/4)
- 人口: 5,177万人 (17年11月)
 - 特別市: ソウル(987万)、○広域市: 釜山(347万)、大邱(248万)、仁川(295万)、光州(147万)、大田(150万)、蔚山(117万)、○特別自治市: 世宗(28万)
 - 道: 京畿道(1,286万)、江原道(155万)、忠清北道(159万)、忠清南道(212万)、全羅北道(185万)、全羅南道(189万)、慶尚北道(269万)、慶尚南道(338万)、
 - 特別自治道: 済州(66万)
- 1人当たり国民総所得: 27,533ドル (16年、名目)
- 合計特殊出生率: 1.17 (2016年)
- 日本との人的交流
 - 日本→韓国: 230万人 (16年) ← 184万人 (15年) ← 228万人 (14年)
 - 韓国→日本: 509万人 (16年) ← 400万人 (15年) ← 276万人 (14年)
 - 在留邦人数: 4万1,991人 (17年11月)
- 韓国進出日系企業
 - SJC (Seoul Japan Club) 法人会員企業数: 407社 (17年12月)
 - 産業通商資源部「外国人投資企業情報(日本)」: 3,090社 (17年12月)
 - 東洋経済新報社「2017年版海外進出企業総覧」: 730社 (17年7月)

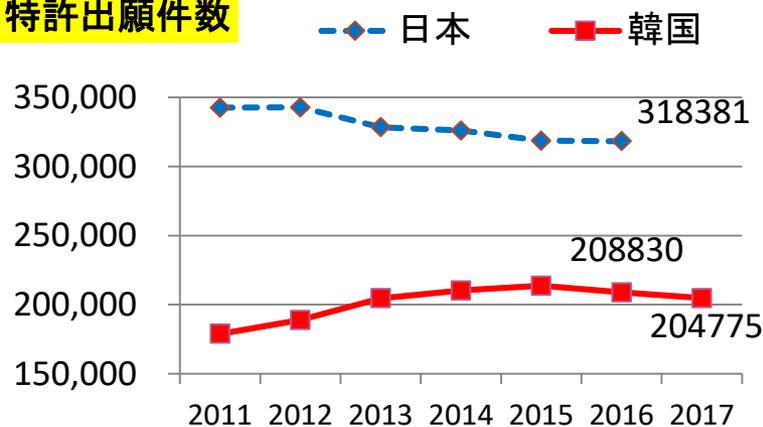
出所: 1・3・4は統計庁、2は安全行政部、5は法務部、JNTO、外務省、
6はSJC、産業通商資源部、東洋経済

注: 6の産業通商資源部のデータには撤退した企業も一部含まれている。

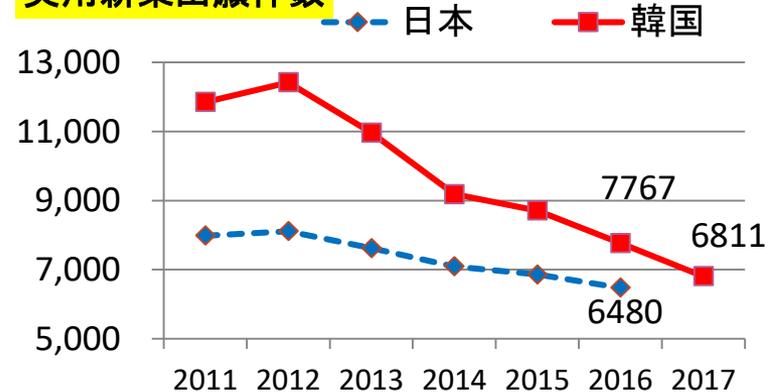
韓国産業財産権出願の傾向

韓国産業財産権出願の傾向(1)

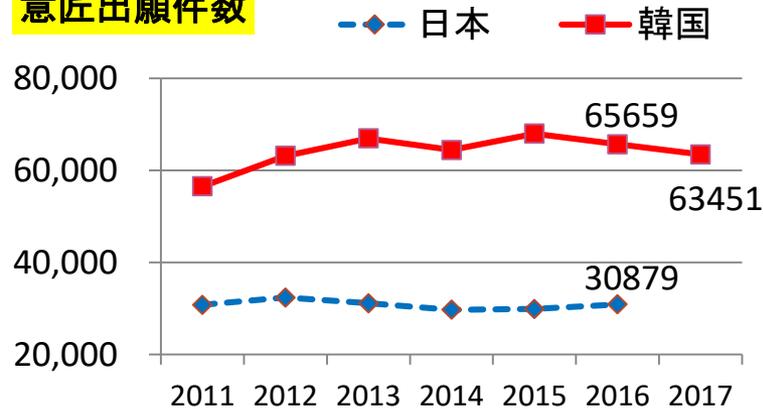
特許出願件数



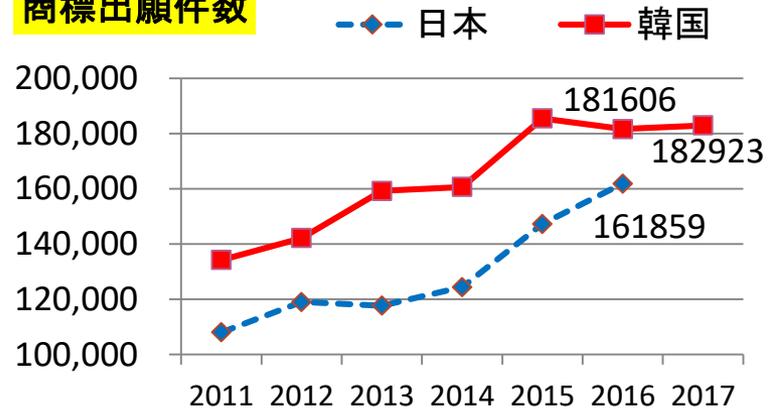
実用新案出願件数



意匠出願件数

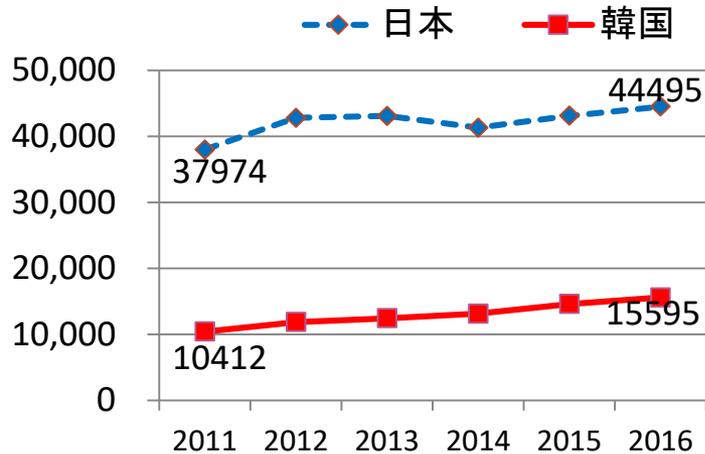


商標出願件数

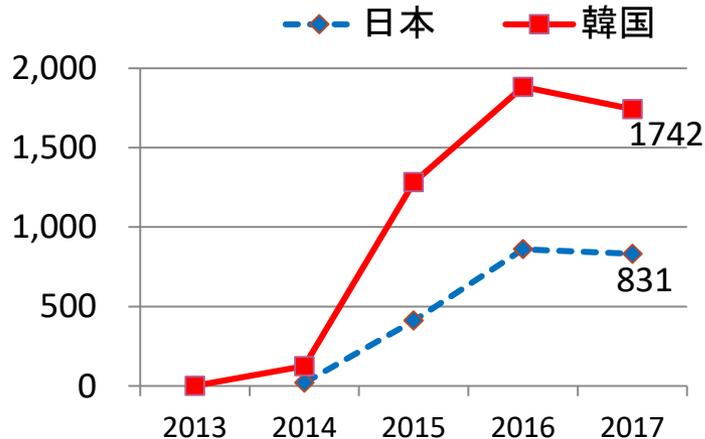


韓国産業財産権出願の傾向(2)

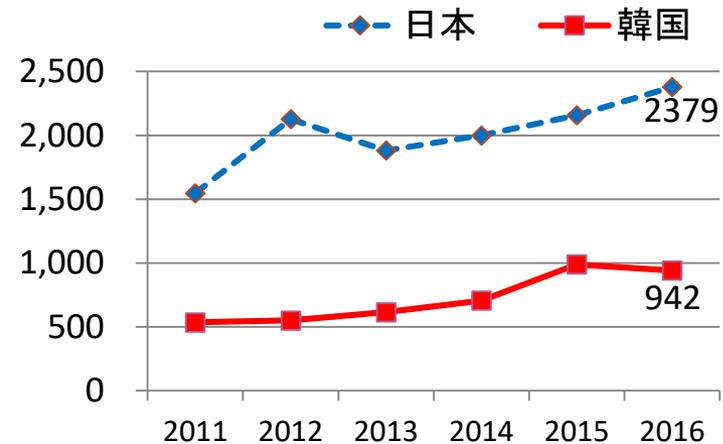
PCT国際特許出願件数(受理官庁)



ハーグ国際意匠出願件数(出願人居住国)

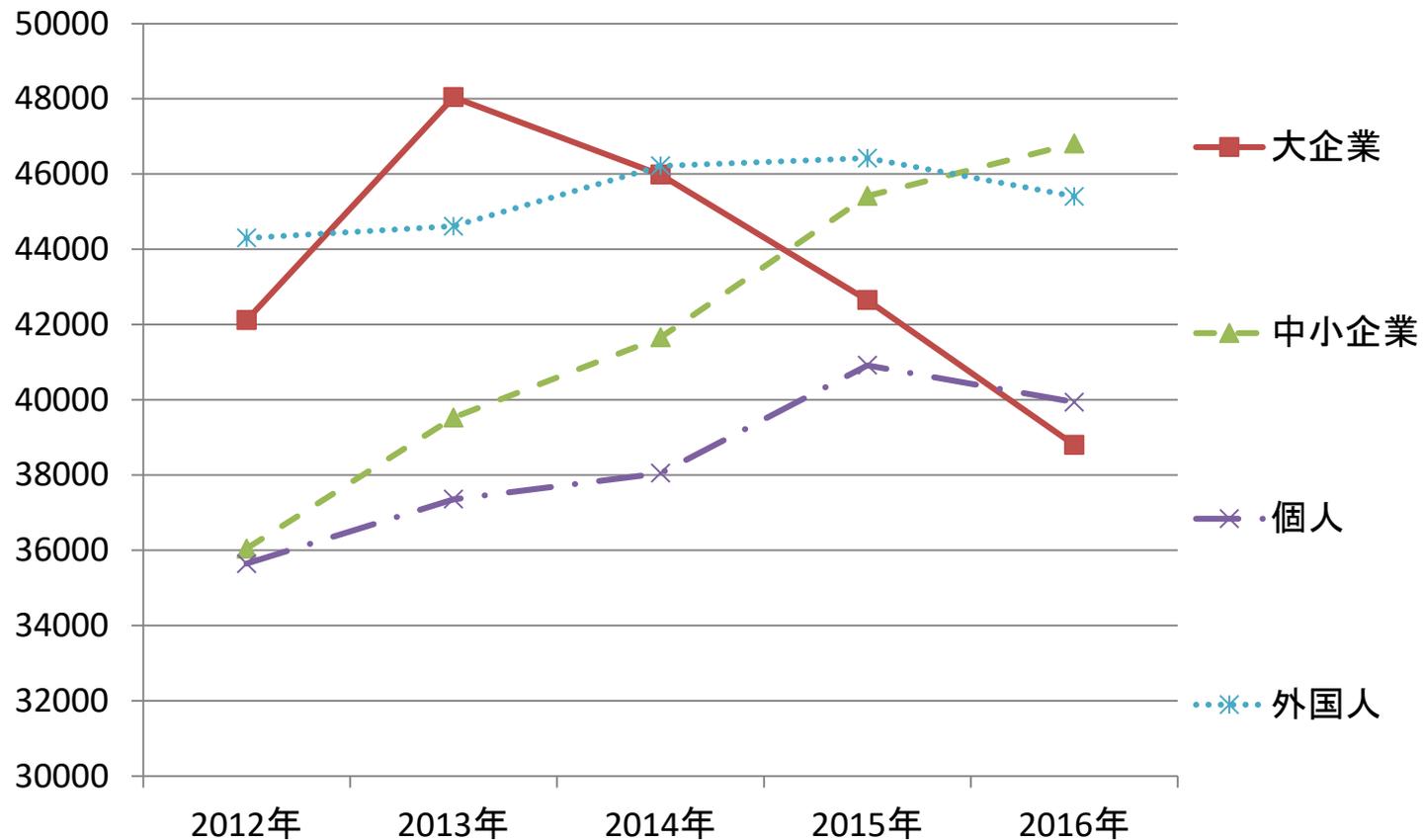


マドリッド国際商標出願件数(本国官庁)



韓国産業財産権出願の傾向(3)

出願人区分別 韓国特許出願件数推移(特許)



知財大国化する韓国

主要国/地域の人口千人当たり出願件数(2016)

	件数(万件)			千人当たり出願件数			人口(百万人)
	特許	意匠	商標	特許	意匠	商標	
中国 (SIPO/SAIC)	133.9	65.0	369.1	0.97	0.47	2.67	1,382.3
米国 (USPTO)	60.6	4.7	39.3	1.87	0.15	1.21	324.1
日本 (JPO)	31.8	3.1	16.2	2.51	0.24	1.28	126.9
韓国 (KIPO)	20.9	6.7	18.2	4.14	1.33	3.60	50.5
欧州 (EPO/EUIPO)	15.9	9.1	13.6	0.31	0.18	0.27	510.1

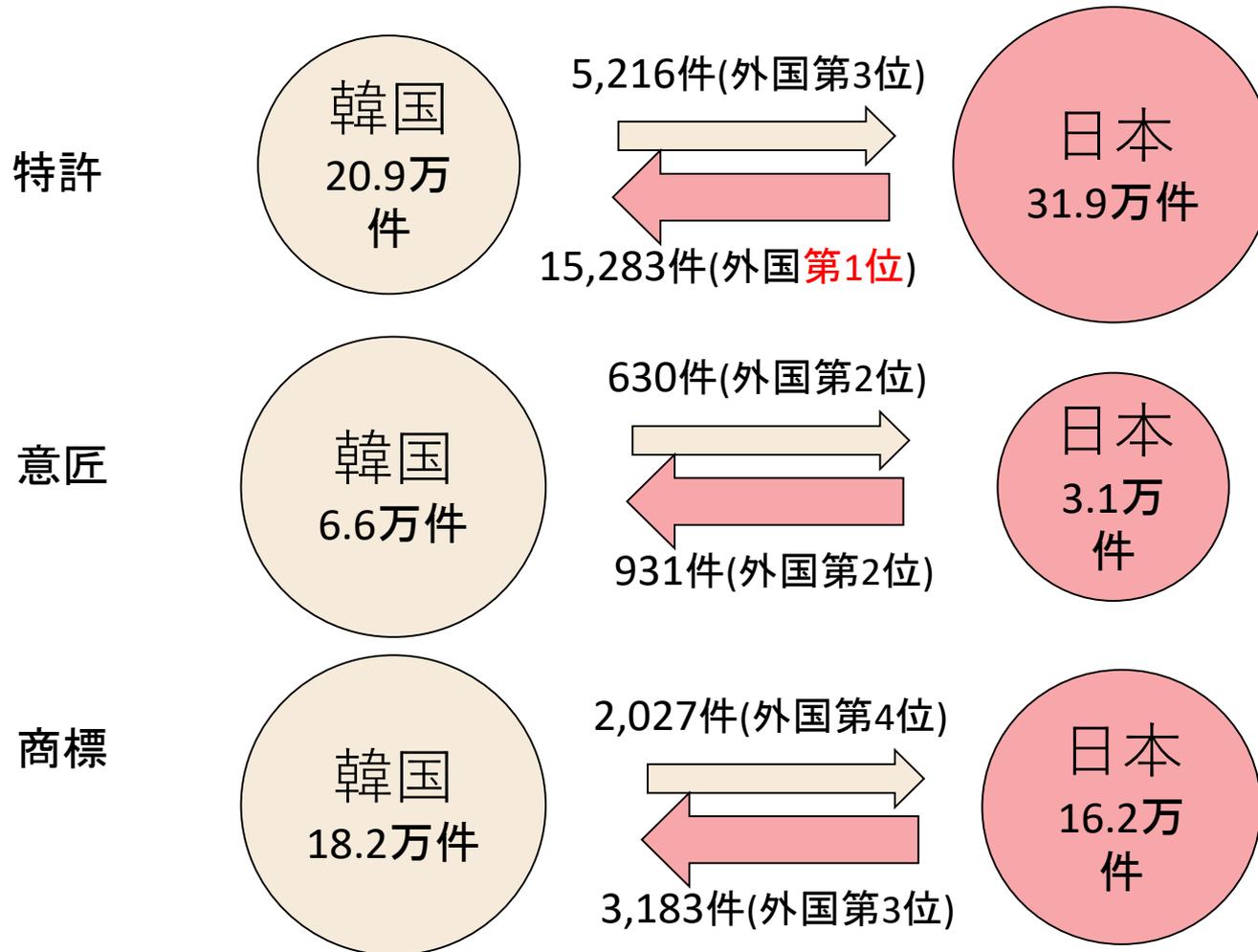
出所：日本特許庁「特許行政年次報告書2017年版」、SAIC「中国商標戦略年度発展報告」、EUIPOホームページ、WIPO IP Statistics Data Center、総務省統計局「世界の統計2017」よりジェトロソウル作成

GDP 対 内国人の特許出願件数(2015)



出所：韓国特許庁「2016年度知的財産白書」

日韓間における出願件数(2016)



韓国の知的財産権貿易赤字

韓国の知的財産権貿易収支推移



依然として赤字だが
収支は改善

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 ^P
收支	-67	-33.8	-48	-53.4	-45.3	-40	-19.1
産業財産権	-54.8	-23.4	-42.7	-51.2	-48.2	-34.4	-24.0
内)特実	-45.5	-16.9	-28.9	-44.8	-33.7	-25.8	-20.1
著作権	-8.8	-5	-2.7	0.2	6.4	6.8	7.1
輸出	39.8	56.2	54.7	64.1	83.7	100.3	106.8
産業財産権	30	41.4	36.4	36.6	46.2	58.1	63.5
内)特実	20.4	30.1	24.8	18	30.1	39.6	41.3
著作権	8.9	14	17.5	26.7	35	40.9	42.4
輸入	106.8	90	102.7	117.5	129	140.4	125.9
産業財産権	84.8	64.7	79.1	87.8	94.3	92.5	87.5
内)特実	65.9	46.9	53.7	62.7	63.9	65.4	61.3
著作権	17.7	19	20.2	26.5	28.7	34.1	35.3

出所：韓国銀行「2016年中の知的財産権貿易収支（暫定）」

- ・ 知的財産貿易収支が大幅に改善（-40億ドル→-19.1億ドル）
- ・ 産業財産権（-24.0億ドル）は赤字だが、著作権（7.1億ドル）は黒字
- ・ 取引相手国で最大赤字国の対米国の収支が改善するものの（-66.8億ドル→-49.3億ドル）電気・電子製品の知財権輸入が赤字の主要因
- ・ 対日本も赤字（-2.6億ドル→-3.0億ドル）
- ・ 対イギリス（2.8億ドル）、フランス（16.8億ドル、医薬品が多い）が黒字

韓国最新知財政策・法改正

第2次知識財産基本計画(2017-2021)

○国家知識財産基本法に基づき策定された「第1次知識財産基本計画(2012-2016)」が終了し、「第2次知識財産基本計画(2017-2021)」が策定された。

○第1次計画では、「**知識財産強国**」をビジョンとし、質の高いIPの創出と活用を通じたIPの国際的な収支改善、模倣品対策のさらなる強化、国民のIPに関する意識の向上等が掲げられた。この計画に基づいて、営業秘密保護の強化、特許裁判における証拠提出命令の強化、商標ブローカー行為の防止等に関する法律改正がなされ、知財権保護強化が図られた。

○第2次計画では「**第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保**」を目指し、5年間4兆7百億ウォンを投入し、5大戦略を推進

- ①高品質IP創出及び事業化の活性化
- ②中小企業のIP競争力の向上及び保護強化
- ③グローバル市場におけるIP活動支援強化
- ④デジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の活性化
- ⑤IPの生態系の基盤強化

全文仮訳を、下記URLに掲載しています。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/gov/movement/201702.pdf

韓国特許庁の第4次産業革命への対応(1)

韓国特許庁は2017年11月1日に、新政権の知的財産分野のマスタープランとして「**第4次産業革命時代における知的財産政策方向**」を発表。4大推進戦略の概要は以下の通り。

<1:革新成長を主導する強い知的財産の創出>

- 特許が無効になった際には特許登録料を**全額返金**
- 第4次産業革命における主要技術に対する中核特許の確保に積極的に取り組み、22年までに**知的財産貿易収支を黒字化**
- 特許品質を高める取り組みを、R&D・出願など特許創出の全段階へと拡大し、産・学・研・官のスキルアップを目指す

<2:公正な経済を支える知的財産保護の充実>

- 中小・ベンチャー企業における知的財産保護の実効性を高めるため、**悪意のある特許・営業秘密侵害行為に対し、懲罰賠償制度(3倍以内)を導入**
- 下請けからの、あるいはビジネスを提案する段階でのアイデア奪取や使用行為などを不正競争行為の類型として新設
- 韓国特許庁所属の**特別司法警察隊**の業務範囲を**デザイン盗用・侵害行為捜査まで拡大**

韓国特許庁の第4次産業革命への対応(2)

<3: 質の高い雇用を生む知的財産の事業化を進める>

- 知的財産サービス業の投資ファンド、IP投資ファンドなどを助成して知的財産サービス業に対する投資を強化
- スタートアップ企業が将来の価値に基づいて資金を調達できるよう**投資型IP金融を拡大**し、知的財産金融を22年までに1兆ウォン規模に拡大
- IP需要者・供給者・投資家・仲介者間の知的財産活用ネットワークを、VR（仮想現実）などの第4次産業革命における中核技術を中心に強化し、大学・公共研の優秀な特許取引を促し、**知的財産取引規模**を現在の2千億ウォンから22年までに3千億ウォンへと**拡大**

<4: 将来に備える知的財産の基盤づくり>

- 特許技術が含まれた**ソフトウェアのオンライン上での流通も侵害行為に含める**ことで保護を受けられるよう法改正を進める
- AI、ビッグデータ**などの未来技術を活用して**特許行政を効率化**
- 17の広域自治体に「**広域発明教育支援センター**」を設置（～22年）するなど、青少年発明教育に向けた基盤を構築
- 職務発明補償金の非課税限度額の引き上げなど、税制改正を進め、R&D従事者の発明意欲を高め、企業の職務発明制度の導入を拡大

全文仮訳を、下記URLに掲載しています。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2017/171101.html>

最近の主な法改正事項

- 特許法一部改正(法律第14035号、2016.2.29公布、2017.3.1施行)
 - 審査請求期間の短縮(第59条第2項) (5年→3年)
 - 特許取消申請制度の新設(第132条の2から第132条の5)
 - 特許決定後の職権再審査制度(第66条の3) 他

- デザイン保護法一部改正(法律第14686号、2017.3.21公布、2017.9.22施行)
 - 新規性喪失の例外規定の拡大(第36条) (6ヶ月→12ヶ月)
 - DAS(デジタルアクセスサービス)への対応(第51条) 他

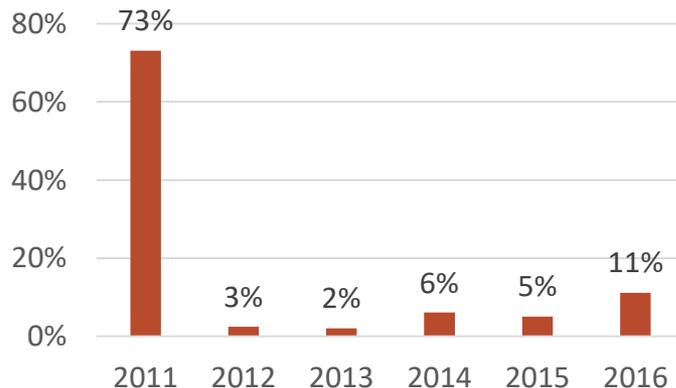
- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正(法律第14530号、2017.1.17公布、2017.7.26施行)
 - 行政庁の調査・検査対象となる不正競争行為の範囲に、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などを追加

- 発明教育の活性化及び支援に関する法律(略称:発明教育法)(法律第14590号、2017.3.14公布、2017.9.15施行)
 - 発明教育を国レベルで体系的に後押しし、幼稚園・小学校・中学校・高校の教育課程に発明教育を反映

改正特許法(1)

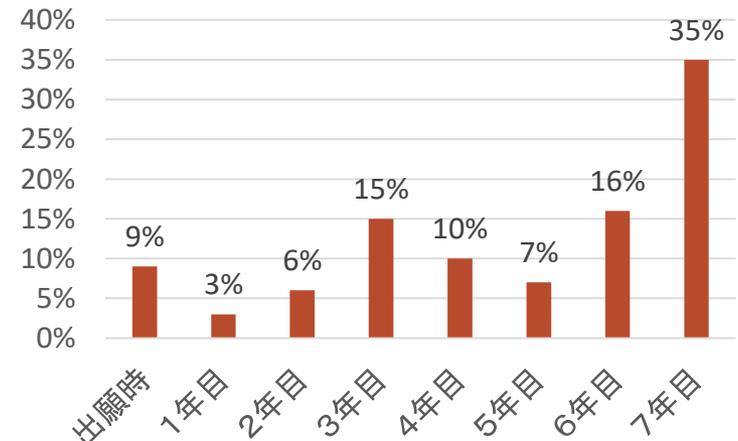
- 審査請求期間の短縮
 - 早期の権利決定に向け、5年から3年に短縮
(国際出願日または韓国出願日が2017年3月1日以降の出願に適用)

韓国の2011年出願の
審査請求時期の分布



出所: 韓国特許庁 知的財産統計年報(2016) p.75より
ジェトロソウル作成

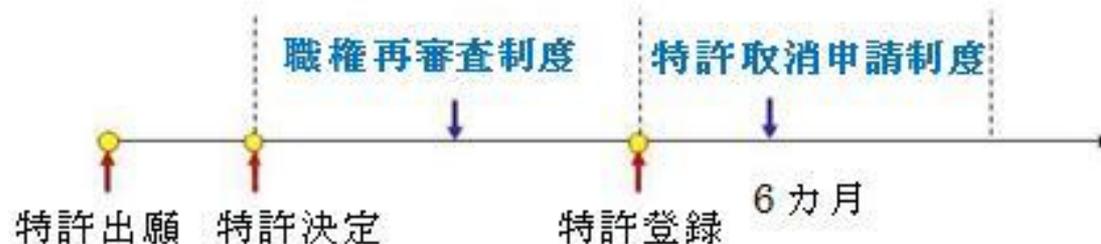
(参考) 日本の1990年出願
の審査請求時期の分布



出所: 特許庁 産業財産権法(工業所有権法)の解説(平成11年
法)p.11よりジェトロソウル作成

改正特許法(2)

- **特許取消申請制度の新設** (第132条の2から第132条の5)
(2017年3月1日以降に設定登録された特許に適用)
 - 特許権の登録公告日から6か月以内の期間に何人も申請可能
 - 申請理由は、新規性、進歩性、先願、拡大先願に限定
(審査で引用された先行技術文献のみに基づく申請は不可)
- **特許決定後の職権再審査制度** (第66条の3)
(2017年3月1日以降に特許決定された特許出願に適用)
 - 特許決定後に明らかな拒絶理由を発見した場合、職権で特許決定を取り消し、その特許出願を再審査することができる



改正デザイン保護法

- **新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)の拡大(第36条)**
 - デザインが公知になった日から6ヶ月→ 12ヶ月
 - 新規性喪失の例外を主張できる時期を拒絶理由通知に対する意見書提出時までから、デザイン登録可否決定前までに変更
 - (2017年9月22日以降に出願されたデザイン出願に適用)
- **WIPOが提供する優先権書類のデジタルアクセスサービス(DAS)への対応(第51条)**
 - (ただしDASを利用したデザインの優先権書類の電子的交換はまだ開始されていない)

改正不正競争防止法

- 行政庁の調査・検査対象となる不正競争行為の範囲に、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行為などを追加

韓国特許庁は、「商品形態模倣行為」に対する初の事例調査を実施し、イグニス社の商品（食事代用食品）を模倣して製作・販売したママの愛社に該当商品の生産・販売中止を是正勧告した。また、該当商品を購入して販売したホームプラスにも販売中止を是正勧告した。2018年1月より商品形態模倣行為申告センターの運営を本格化予定。



イグニス社「LABNOSH」



ママの愛社「食事に惚れる」

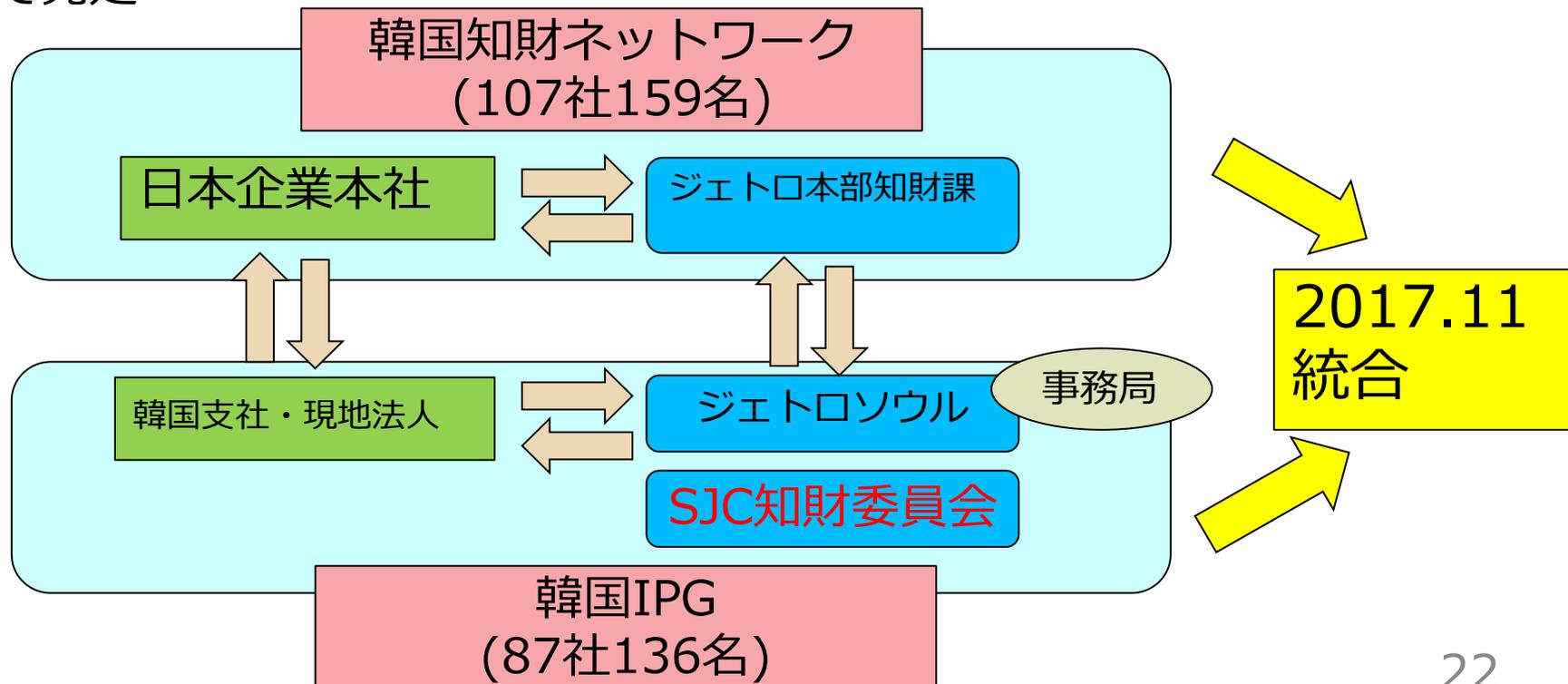
現在検討されている法改正

- **営業秘密保護制度改正** (2017.1.18国会提出)
 - 営業秘密の要件緩和（合理的な努力がなくても秘密に維持された場合には、営業秘密として認める）（案第2条第2号）
 - 懲罰的損害賠償制度の導入（侵害者の故意の程度、侵害行為の期間及び回数等諸事情を考慮し、実損害賠償額の3倍以内で損害額を認定）（案第14条の2第6項及び第7項の新設）
 - 営業秘密侵害行為等に関する罰則規定の整備
（不正な方法による営業秘密取得行為、営業秘密の返還拒否行為等を罰則対象範囲に追加）（案第18条）
- **特許法改正** (2017.7.11, 2017.8.28国会提出(議員立法))
 - 懲罰的損害賠償制度の導入

韓国IPGの概要

韓国IPGの概要(1)

- 日系企業による知財に関する情報交換グループ（IPG）として2010年に立上げ
- 韓国で事業を行う日系企業が抱える知的財産権の諸問題に対処するための情報交換の場として、また現地政府との協力活動を行う母体として発足



韓国IPGの概要(2)

(1) 税関職員向け真贋判定セミナー

韓国貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)の協力の下、税関職員向け真贋判定セミナーを開催。



■ 2017年度開催実績

仁川本部税関3回、釜山本部税関2回、ソウル本部税関 1回

(2) 韓国政府への建議事項提出

(3) IPG Informationの発行 (年4回)

(4) IPGセミナーの開催



■PATINEX(国際特許情報博覧会2017)が開催されました。

2017年9月1日から5日までの3日間、ソウルインベリアムビルホテルでPATINEX(国際特許情報博覧会2017)が開催されました。今回目を進めるPATINEXの今年のテーマは第4次産業革命時代における特許情報の活用戦略でした。この行事は講演会と展示会からなっており、講演会では主題発表やワークショップ、ソリューションアップデートについての説明会が行われました。主題発表では、ビジネスを成長させるための知的財産戦略や中国に進出するスタートアップが加わるべき知的財産戦略、プラットフォームに依存する知的財産権を取り巻く環境の変化と知的財産権対応戦略などについて、専門家から踏み込んだ内容の講演を聞くことができました。

ワークショップでは展示会にブースを出展した多くの企業・機関が参加して「有用な情報」を共有していました。その中でもIPGの海外特許代行IPG Globalと特許代行IPGの発表には、会場が埋め尽くされるほど多くの参加者が集まりました。IPGは第一特許登録の検索と権利維持サービスについて説明しました。特に、オーストラリアのウーカンから来たEPOのアジア担当者が成長戦略を説明したことは、参加者の理解を深めるのに役立ちました。続いてIPGは特許情報プラットフォーム、IPG Patentについて実際に参加者が分りやすく説明しました。ワークショップが終わった後も、ブースまで足を運んだ参加者が関連資料を持ち帰ったり、いろいろな質問をする姿が見られ、多くの関心が見られていたことが分かりました。展示会ではスタートアップをはじめ、さまざまな企業がブースを設け、特許情報のデモンストラーションをしたり、VRを活用した体験型サービスを提供するなどしていました。また、第4次産業革命とともにつなぐ、未来に懸念されている人工知能(AI)を活用した特許情報サービスを提供しているスタートアップも注目

韓国政府への建議事項

- ソウル・ジャパン・クラブ（SJC）では、1998年から毎年、韓国で事業活動を行っている日系企業のビジネス上のあい路事項をまとめ、韓国政府に建議事項を提出している。韓国IPGは、SJC知財委員会と連携して、知財分野の建議事項の募集等を行っている。

通番	2016年建議内容	韓国政府回答
21	外国語出願の認容	長期検討
22	無効審判・訴訟における理由・証拠補充の制限	長期検討
23	特許法によるコンピュータプログラム自体の保護	長期検討
24	間接侵害規定の拡充	長期検討
25	輸出に対する権利行使の可能化	長期検討
26	特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間／拒絶決定に対する不服申立期間の長期化	長期検討
42	特許権存続延長制度における外国臨床試験期間の加算、補完期間等算入	受入困難
43	延長された特許権の効力範囲の適正化・IMDの廃止	受入困難
44	医薬品許可特許連携制度（パテントリンケージ）における問題点の改善	受入困難
45	特許権存続期間の延長規定の見直し	受入困難

詳細については、SJC HP (<http://www.sjchp.co.kr/>) をご参照ください

ジェトロ韓国知財ホームページ

■ 韓国知財ホームページによる知財情報発信

- 韓国知的財産ニュース
(メルマガも月2回発行)
- 法律改正情報、政策情報、統計情報
- 知財判例データベース
(2001年以降の知財判例500件以上について
概要や専門家からのアドバイスを蓄積)
- 各種調査報告、マニュアル

2017年11月に
移転しました!

知的財産に関する情報

知的財産ニュース

お知らせ

法律改正の動き

マニュアル

調査報告書

韓国政府の動き

法令・法規

判例・事例

マニュアル類

模倣・侵害対策マニュアル

- 特許侵害対応マニュアル (2.6MB) 2013年3月
- 韓国進出のための知的財産経営マニュアル (2.4MB) 2012年3月
- 営業秘密進出対応マニュアル (4.3MB) 2015年3月

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

ご清聴ありがとうございました! 들어주셔서 감사합니다!

ジェトロソウル事務所

■住所：

ソウル特別市鍾路区清溪川路41 永豊ビル3階

■TEL：

+82-2-739-8657

■FAX：

+82-2-739-4658

■メール：

kos-jetroipr@jetro.go.jp

■ホームページ（知財）：

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



知財相談も随時行っております（ご来訪、お電話、メール）